

令和5年2月8日

| | |
|----------|------|
| 北九州市監査委員 | 小林一彦 |
| 同 | 廣瀬隆明 |
| 同 | 森本由美 |
| 同 | 渡辺均 |

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、市民文化スポーツ局及び保健福祉局の令和3年度及び令和4年度（令和4年4月から同年6月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和4年7月8日から令和5年1月26日まで

4 監査の結果

(1) 市民文化スポーツ局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適正な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 契約事務について

(消費生活センター)

令和3年度「守れ！若者消費者メディアミックス戦略」運営補助業務委託の契約において、予定価格及び支出負担行為額（予定）を超え

た見積りを採用して契約金額を決定していた。また、支出負担行為額（決定）及び契約書記載の契約金額を誤っていた。

さらに、令和4年度「守れ！若者消費者メディアミックス戦略」運営補助業務委託の契約において、契約書の作成を遅延していた。併せて、契約保証金の納付について、納付書の作成と契約の相手方に対する送付を遅延し、契約締結時に契約保証金が未納となっていた。

契約事務については、市契約規則等の関係諸規程でその手続きが定められている。また、会計事務についても市会計規則で法令、条例およびこの規則に定めるところに従い、公正、確実かつ迅速に処理しなければならないと定められている。

適正な事務処理をされたい。

（イ）契約事務について

（美術館普及課）

美術館が令和3年度及び4年度に委託した演劇作品制作コーディネート業務において、①仕様書に業務内容の詳細が明記されていなかった、②演劇作品上演にかかる観覧料の徴収事務を根拠なく私人に委託していた、③条件を満たしていないにもかかわらず、「過去の実績」を理由に契約保証金を免除していた等、不適正な事務処理が行われていた。

市委託業務要綱では、委託に当たっては、委託業務の内容及び範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならないとされている。

また、地方自治法では、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならないとされている。

市契約規則及び市契約規則の運用については、「過去の実績」により契約保証金を納めさせないことができるのは、条件をすべて満たす場合とされている。

適正な事務処理をされたい。

イ 財産管理事務

（ア）金券類の管理について

（国際スポーツ大会推進室）

東京2020オリンピックにおいて、市がコロンビア共和国の事前キャンプのホストタウンとなったことから、これを記念してホストタウンフレーム切手が日本郵便から発売された。国際スポーツ大会推進室は、選手団や大使館への贈呈用として100シート（84円切手500枚）を購入した。

この切手シートに対しては、金券というよりも記念品という感覚が強く、金庫には保管されていたものの、払出した枚数をその都度郵便切手・はがき受払簿に記入していなかった。そのため、受払簿に払出しの正確な記録が行われていなかった。

その後、受払簿の残高と切手シートの残数が異なっているにもかかわらず、現物の確認をせずに決裁がなされていた。

物品管理要領では、台帳等関係帳簿を正確に整備しておくこととされており、常に関係帳簿と照合・検査しておくこと、常に適正かつ良好な状態で保管し、事故防止に万全を期することとされている。

適正な事務処理をされたい。

（２）保健福祉局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適正な措置を講じられたい。

ア 契約事務

（ア）契約事務について

（先進的介護システム推進室）

先進的介護システム推進室では、北九州先進技術実証倫理審査委員会（以下「審査委員会」という。）の開催に伴う運營業務を公益財団法人北九州産業学術推進機構に特命随意契約で委託を行っている。

令和3年度の契約において、審査委員会開催回数が当初計画から減少したことに伴い、受託者と協議し契約内容を変更しているが、変更の際に双方が記名押印した変更契約書を作成しておらず、委託業務完了報告書に基づき履行確認を行い、添付された支払精算書・収支決算書の精算額で委託料を確定し支払いを行っていた。

地方自治法では、契約書を作成する場合は、契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないとされており、変更契約についても同様である。

また、契約時点で、審査委員会開催回数に変更が生じる可能性があ

るのであれば、支出区分は一般支払ではなく、概算払での契約も検討すべきある。

適正な事務処理をされたい。